

**福島県イノシシ管理計画（第4期）  
令和8年度実施計画**

**(策定：令和7年12月1日)**

**福 島 県**

## - 目次 -

1はじめに	...	1
2現状	...	1
(1) 農業被害	...	1
(2) 生活環境被害	...	3
(3) 捕獲の推移	...	3
(4) 豚熱の感染状況	...	4
3管理計画の目標を達成するための対策方針	...	4
4豚熱感染時期に応じたエリア分け	...	5
(1) 感染確認エリアごとの状況	...	6
(2) 感染確認エリアごとの対策	...	9
5具体的な方策	...	10
(1) 情報管理	...	10
(2) 生活環境管理	...	10
(3) 被害防除	...	10
(4) 個体群管理	...	11
(5) 人材育成	...	12

## I はじめに

本計画は、令和6年3月に策定した福島県イノシシ管理計画（第4期）（以下、「管理計画」という。）に基づき、最新の調査結果等を踏まえて、令和8年度の福島県におけるイノシシ管理のための方策について定めるものである。市町村においては、本計画を基に、地域の実情を踏まえた上で対策方針を定め、各市町村の被害防止計画への反映に努めることとする。

## 2 現状

### (I) 農業被害

令和2年度から令和4年度にかけて、これまでの対策の効果に加え、豚熱の影響等もあり農業被害面積・農業被害金額ともに減少したが、令和5年度から増加に転じた（図1）。

表1のとおり、令和5年度のイノシシによる農業被害は、被害面積で獣類全体の64.3%、被害金額では獣類全体の54.2%と高い割合を占めている。

また、イノシシによる被害の農作物内訳を見ると、稻が被害面積及び被害金額ともに最も大きくなっていることが分かる（表2）。



図1 イノシシによる農業被害の推移（県農林水産部集計値）

※H22以降は一部市町村において被害調査不能

表1 令和5年度獣類別農業被害（県農林水産部集計値）

獣類名	被害面積(ha)		被害金額(千円)	
イノシシ	4,985	64.3%	56,172	54.2%
ハクビシン	411	5.3%	9,271	9.0%
ニホンザル	663	8.5%	22,027	21.3%
ニホンジカ	966	12.5%	5,094	4.9%
ツキノワグマ	576	7.4%	6,787	6.5%
その他獣類	158	2.0%	4,228	4.1%
合計	7,759	100%	103,579	100%

表2 令和5年度農作物別イノシシ被害（県農林水産部集計値）

農作物名	被害面積 (a)		被害金額 (千円)	
稻	2,390	47.9%	27,727	49.4%
雑穀	971	19.5%	1,261	2.2%
果樹	51	1.0%	2,798	5.0%
飼料作物	137	2.8%	532	0.9%
野菜	760	15.2%	11,732	20.9%
いも類	429	8.6%	7,992	14.2%
その他	247	5.0%	4,130	7.4%
合計	4,985	100%	56,172	100%

令和7年度の状況については、8月1日時点の状況を市町村担当者へ実施したアンケート（以下、「市町村アンケート」という）によると、被害の多かった令和2年度との比較では60.7%がとても減ったまたは少し減ったと回答したが、令和6年度との比較では約半数が変わらないと回答し、少し増えたが28.1%となった（図2、図3）。

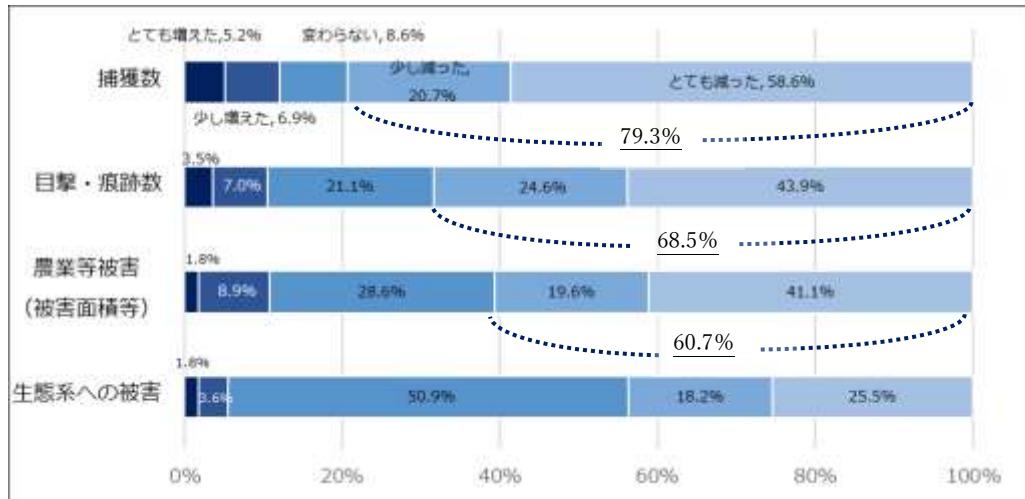


図2 市町村アンケート結果 令和2年度と令和7年度の比較\_割合(令和7年8月1日時点)

※被害なし・その他を除く。

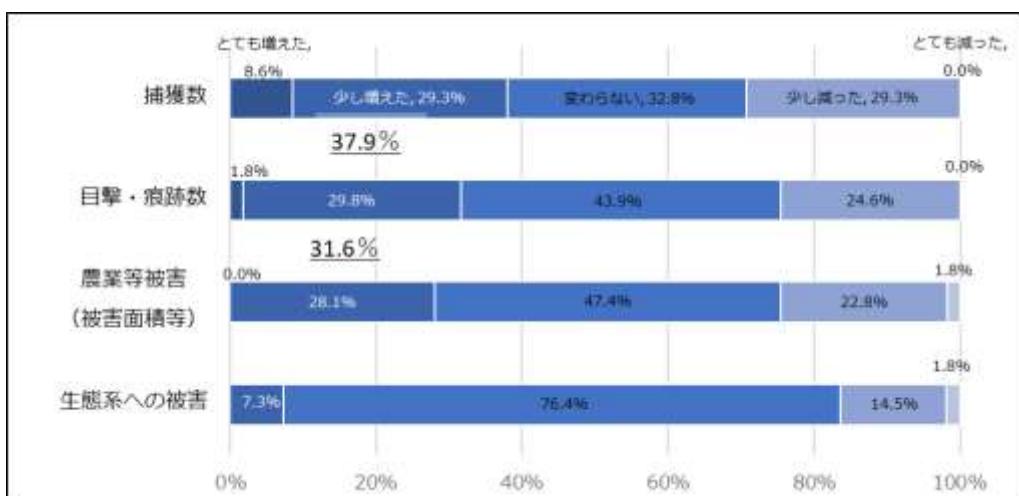


図3 市町村アンケート結果 令和6年度と令和7年度の比較\_割合(令和7年8月1日時点)

※被害なし・その他を除く。

## (2) 生活環境被害

家周辺や田畠の畦畔等の掘り起こし、自動車等での交通事故、市街地での目撃のほか、令和2年度には1件、令和3年度には4件、令和5年度には1件の人身被害が発生している（表3）。

表3 人身被害件数（H31～R6）

年度	H31	R2	R3	R4	R5	R6
人身被害件数 (被害者数)	0件 (0人)	1件 (1人)	4件 (6人)	0件 (0人)	1件 (1人)	0件 (0人)

## (3) 捕獲の推移

これまでの捕獲圧の強化や豚熱の影響によって、捕獲頭数は令和2年度をピークに減少傾向にあったものが、令和5年度で増加に転じている（図4）。

令和7年度の捕獲状況は、市町村アンケートによると、過去最大の捕獲となった令和2年度と比較すると減少傾向にある一方、令和6年度と比較すると増加している市町村と減少している市町村に分かれている（図2、図3）。

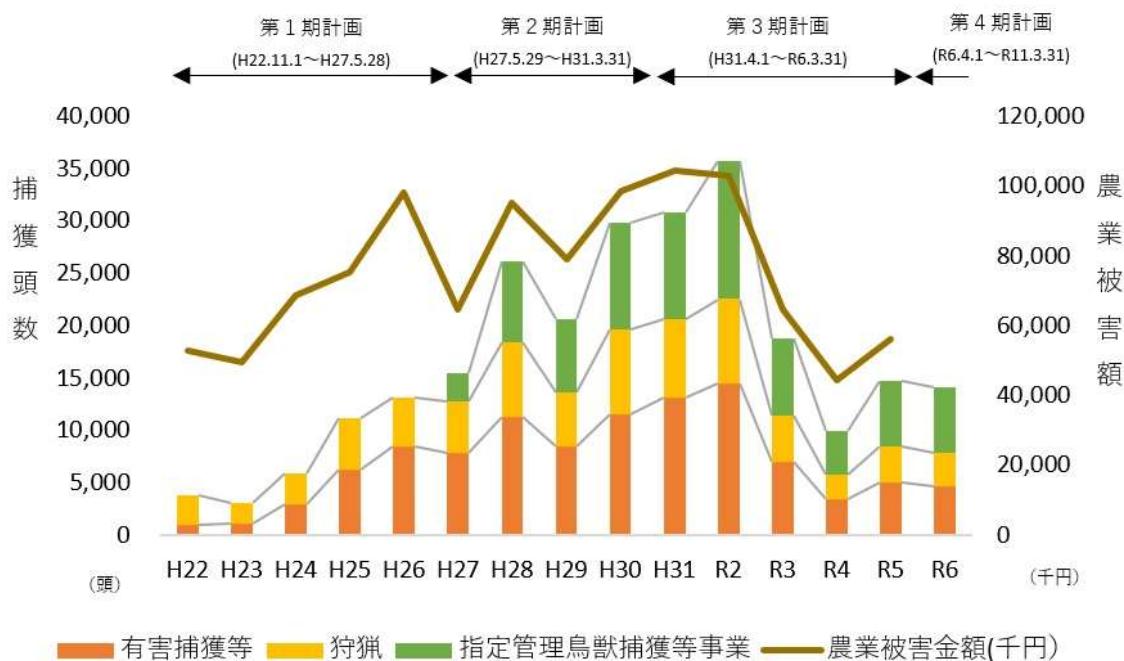


図4 イノシシ捕獲数の推移（H22～R6）

#### (4) 豚熱の感染状況

豚熱陽性事例が確認されている市町村は現在 34 市町村となっており、また、県内全 59 市町村が捕獲重点エリアに設定されている（令和 7 年 11 月 13 日時点、図 5）。

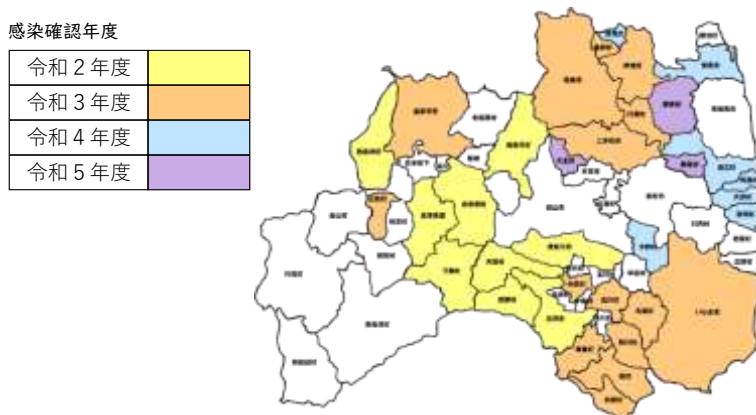


図 5 豚熱感染状況

### 3 管理計画の目標を達成するための対策方針

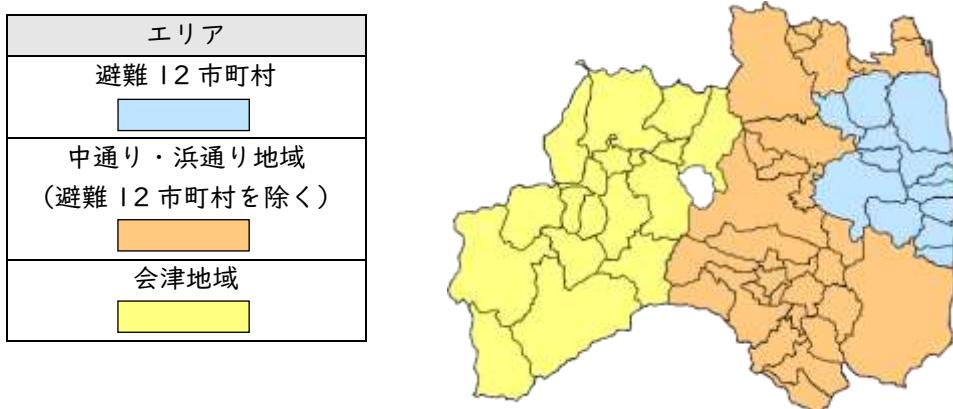
各種対策を実施するにあたっては、管理計画「9 エリアごとの対策」を踏まえ、地域の実情に応じた効果的な対策を講じていくことを基本とするが、現在は豚熱の感染状況がイノシシの生息状況に大きな影響を与えていると考えられる。

本県より先に豚熱感染が確認された他県においては、おおむね感染確認の翌年から翌々年にかけ捕獲頭数が一気に減少しており、それ以降は少しづつ増加に向かうような傾向がみられる。

2(4)に記載のとおり、現在 34 市町村で感染が確認されているが、県土が広い本県では、場所によって感染確認時期にはらつきがあるため、今後の推移も場所によって異なってくることが想定される。

そのため、感染確認時期に応じたエリア分けとエリア区分別のモニタリングを行い、状況に合わせた対策を実施していくこととする。

なお、各市町村においては、管理計画「9 エリアごとの対策」によるエリア分けと、以下に示す豚熱感染時期に応じたエリア分けの両方を踏まえ、対策を実施いただきたい。



参考：管理計画 p.19 「図 15 対策エリア区分図」

#### 4 豚熱感染時期に応じたエリア分け

各市町村を豚熱の感染確認エリア※によって、下記の通り4つ（A、B、C、D）に分ける。

区分	市町村
エリアA (R 2年度感染確認エリア)	郡山市、須賀川市、鏡石町、天栄村、白河市、西郷村、泉崎村、矢吹町、会津若松市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、会津美里町、下郷町（15市町村）
エリアB (R 3年度感染エリア内)	福島市、二本松市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、喜多方市、柳津町、三島町、金山町、いわき市（21市町村）
エリアC (R 4年度感染エリア内)	田村市、小野町、相馬市、南相馬市、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村（13市町村）
エリアD (それ以外のエリア)	本宮市、大玉村、三春町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村、只見町、南会津町、広野町（10市町村）

- エリアA：R 2年度感染確認エリア
- エリアB：R 3年度感染確認エリア
- エリアC：R 4年度感染確認エリア
- エリアD：それ以外のエリア



※ R2年7月1日農林水産大臣公表「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」の移動制限区域の考え方を基準に、陽性確認地点を中心とした半径10kmの円を感染確認エリアとする。なお、感染確認エリアが重なる場合は時期が早いほうのエリアに含める。

図6 感染確認エリア

## (I) 感染確認エリアごとの状況

### ア 捕獲の推移

エリア別の捕獲頭数の推移をみると、いずれのエリアも令和2年度をピークに減少しているものの、令和5年度においては増加に転じていることがわかる（表4、図7）。

表4 エリア別の捕獲の推移（H29～R6）

（頭数）

年度	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
エリアA (前年比)	1,886 (108%)	2,866 (152%)	2,987 (104%)	5,276 (177%)	1,730 (33%)	1,456 (84%)	1,829 (126%)	2,152 (117%)
エリアB (前年比)	11,220 (81%)	15,831 (141%)	15,972 (101%)	17,680 (111%)	8,476 (48%)	5,947 (70%)	8,032 (135%)	7,516 (93%)
エリアC (前年比)	6,936 (72%)	10,159 (146%)	10,856 (107%)	10,837 (100%)	7,704 (71%)	1,915 (25%)	4,043 (211%)	3,315 (81%)
エリアD (前年比)	561 (66%)	871 (155%)	923 (106%)	1,905 (206%)	857 (45%)	616 (72%)	763 (124%)	1,096 (143%)

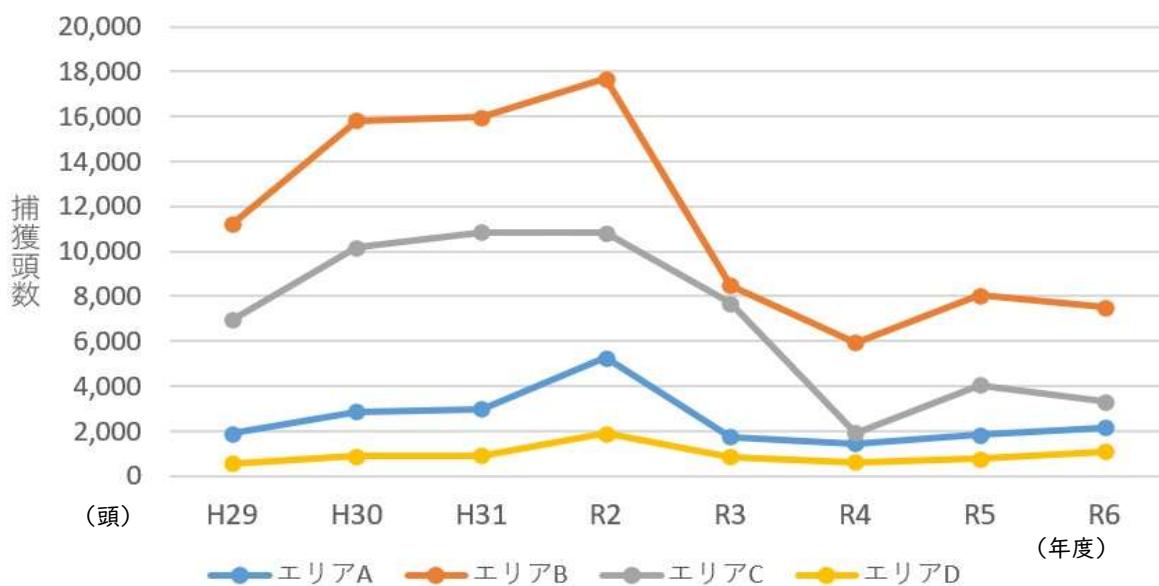


図7 エリア別の捕獲の推移（H29～R6）

令和7年度のエリア別の捕獲数は、過去最大の捕獲となった令和2年度との比較で、エリアCは昨年度実施のアンケートと同様にとても減ったが100%であった。エリアA、Bでは一部市町村において増加傾向に転じており、エリアDでは70%の市町村が減少している。また、前年度との比較では全てのエリアにおいて一部市町村が増加に転じている（図8、図9）。

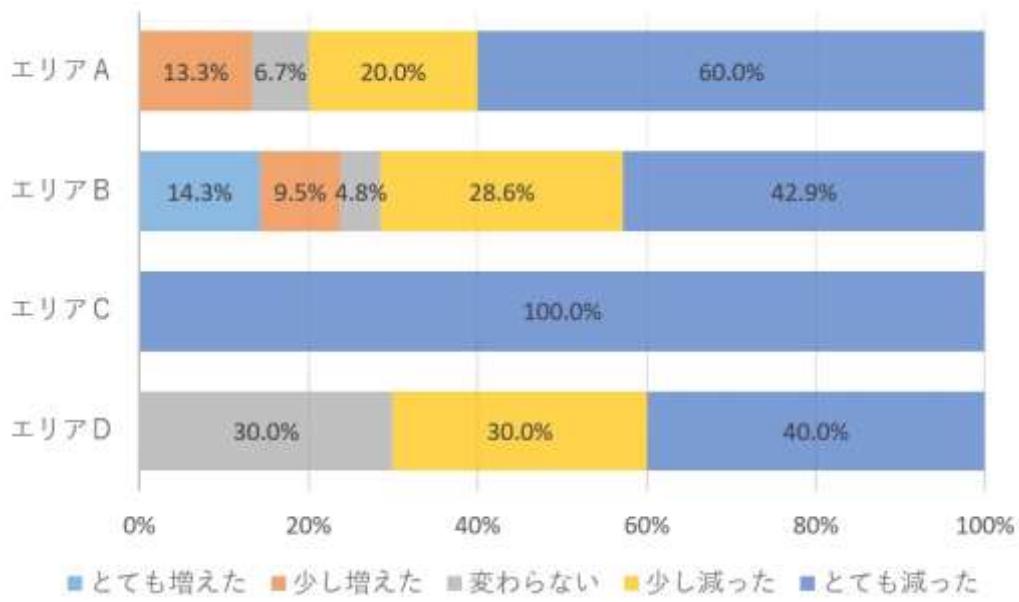


図8 市町村アンケート結果 令和2年度と令和7年度の捕獲数比較\_エリア別割合  
(令和7年8月1日時点)

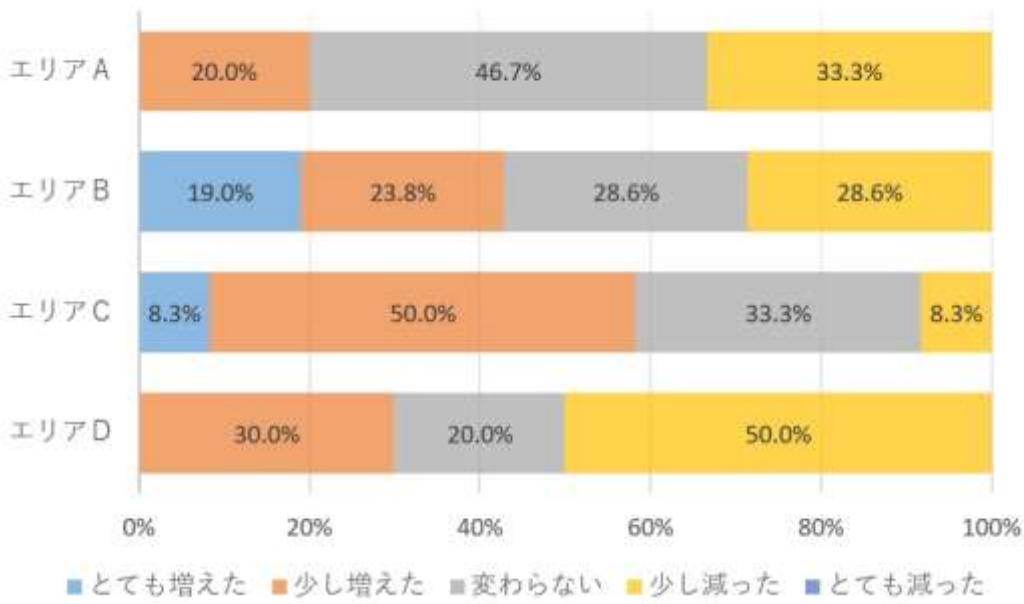


図9 市町村アンケート結果 令和6年度と令和7年度の捕獲数比較\_エリア別割合  
(令和7年8月1日時点)

## イ 農業等被害の推移

令和7年度のエリア別の農業等被害は、過去最大の捕獲となった令和2年度との比較で、エリアA～Cで一部市町村において増加傾向に転じている。また、前年度との比較もエリアA～Cにおいて一部市町村が増加に転じている(図10、図11)

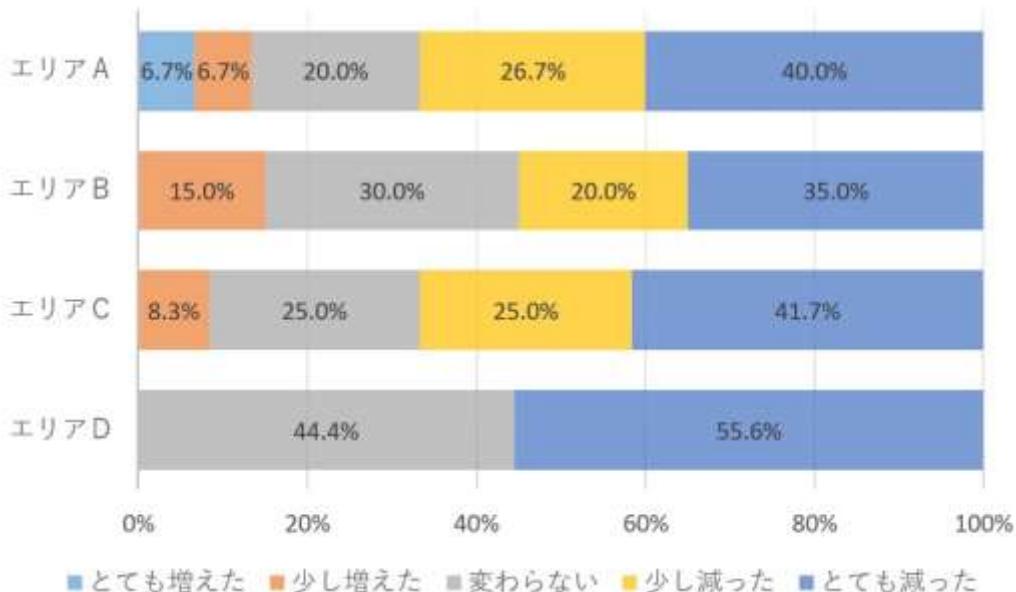


図10 市町村アンケート結果 令和2年度と令和7年度の農業等被害（被害面積等）比較  
\_エリア別割合(令和7年8月1日時点)

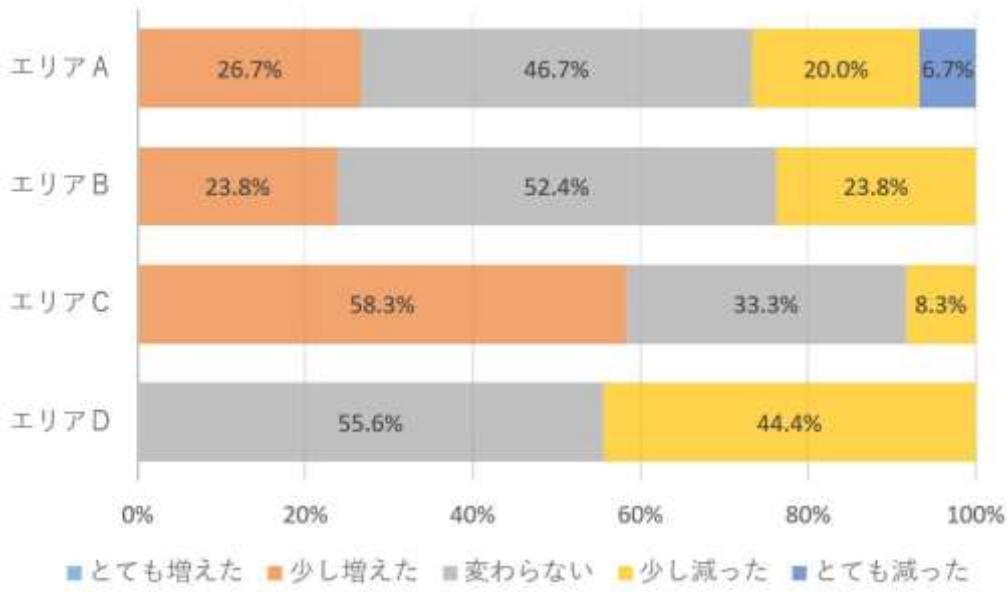


図11 市町村アンケート結果 令和6年度と令和7年度の農業等被害（被害面積等）比較  
\_エリア別割合(令和7年8月1日時点)

## (2) 感染確認エリアごとの対策

4(I)を踏まえ、エリアごとの特徴にあわせて取り組む令和8年度の重点対策は下記のとおりとする。

エリア	特徴	令和8年度の重点対策
エリア A	豚熱による影響が減少し、イノシシの生息数及び農業被害が増加傾向にあると見込まれるエリア (感染7年目)	○緩衝帯整備の強化（イノシシの侵入を予防する） ○侵入防止柵の設置推進（被害の防止） ○加害個体の捕獲 ○捕獲体制の強化 ○錯誤捕獲の防止
エリア B	豚熱による影響が減少し、イノシシの生息数が増加傾向にあるが、加害個体はまだ多くないと見込まれるエリア (感染6年目)	○緩衝帯整備の強化（イノシシの侵入を予防する） ○侵入防止柵の維持管理の徹底 ○個体数調整の実施や狩猟の促進
エリア C	豚熱による影響はまだあるが、イノシシの生息数が回復に向かっていると見込まれるエリア (感染5年目)	○緩衝帯整備の強化（イノシシが繁殖しにくい環境にする、イノシシの侵入を予防する） ○捕獲体制の強化
エリア D	感染拡大を防止するエリア (未感染もしくは感染1～4年目)	○感染拡大の防止への啓発の継続 ○緩衝帯整備や侵入防止柵設置の普及啓発

## 5 具体的な対策

各市町村においては、管理計画「9 エリアごとの対策」と4(2)を踏まえた上で対策を実施することとする。

### (1) 情報管理

#### ア モニタリング

##### (ア) 生息状況調査

県内のイノシシ生息状況を把握するため、掘り起こし、ぬたば、採食痕、足跡等の痕跡調査を実施する。

##### (イ) 捕獲情報等のデータ収集

捕獲位置情報や獲った個体の情報（成獣、幼獣、雌雄）を収集する。

指定管理鳥獣捕獲等事業及び狩猟においては出猟カレンダーを収集し、捕獲にかけた努力量あたりの捕獲数（CPUE）と目撃数（SPUE）を把握する。

##### (ウ) アンケート調査(市町村)

市町村担当者を対象としたイノシシの捕獲等についてのアンケート調査を8月と12月に実施する。

##### (エ) ヒアリング調査

(ウ) のアンケート調査の結果から、ヒアリングを実施する市町村を決定し、市町村担当者や実施隊員等へヒアリングを実施する。

##### (オ) 対策実施状況の把握

緩衝帯整備状況や被害防除柵の設置情報、住民向けの研修会の実施など、イノシシ対策として実施した取組の情報を広く収集し、効果検証に努める。

#### イ 市町村・狩猟者への情報提供

上記ア モニタリングの結果を地図上に落とし込む等により見える化し、市町村や狩猟者がそれぞれ活用しやすい形式で共有する。市町村及び狩猟者は、情報を元に対策方針や狩猟場所等を検討する。

### (2) 生活環境管理

#### ア 緩衝帯整備

人の生活圏である住宅地や農地と、イノシシの本来の生息地との境界をできるだけ明確にするため、対策の効果的な場所を特定し、ヤブの刈り払いや森林の除間伐・枝払い等を強化して、人の生活圏内へのイノシシの侵入を予防する。

#### イ 普及啓発

県から市町村に対し、緩衝帯整備の必要性や継続的重要性、実施手法等について情報提供を行う。

また、県と市町村が連携し、県民に対して誘引や人慣れの原因となる生ゴミ等の餌となるものの投棄防止等の呼びかけや、人身被害防止のためにイノシシに出会ってしまった時の対応などについて普及啓発を行う。

### (3) 被害防除

#### ア 被害防除柵の設置推進

柵には電気柵、ワイヤーメッシュ柵、波板トタン柵、ネット柵などがあるが、期待できる効果、設置・維持管理の手間、コストなどについて、それぞれ長所・短所があ

るため、現場の条件に合わせて選択し、すでに公表されている技術マニュアル（復興庁 HP：「福島県避難 12 市町村イノシシ被害対策技術マニュアル」）等を参考にしながら設置・管理を行う。

また、複数人または集落単位で取り組む方が高い効果を生み、かつ効率よく実施できることから、地域単位での柵の設置を推進するとともに、柵の導入に当たっては国の交付金などの活用も図っていく。

#### イ 普及啓発

県は市町村等とともに、効果的な被害防除柵の設置を一層推進し、適切な維持管理が図られるよう指導・助言を行う。

県と市町村が連携して、県民に対し柵設置の効果やイノシシの習性等の周知を行い、イノシシ対策に対する意識を高める。

また、廃棄農産物、野菜クズの投棄防止や、放任果樹の適正処分などについて農業協同組合等の協力の元、普及啓発を行う。

### (4) 個体群管理

#### ア 捕獲

いまだ豚熱による影響を受けている状況にあるが、目撃や農業被害が増加傾向にある地域もあることから、年間 25,000 頭以上を目標に捕獲に取り組む。

なお、捕獲は有害捕獲（予察を含む）、個体数調整捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲、狩猟の 4 つによるものとし、以下に記載する「イ 捕獲体制の維持・強化」及び「ウ 捕獲の効率化」によって目標達成を目指すものとする。

#### イ 捕獲体制の維持・強化

##### (ア) 補助者制度の活用

狩猟免許所持者の高齢化や減少等によって、捕獲を担う人材が減っている地域においては補助者制度を活用し、集落ぐるみで自己防衛的な対策を行うことができるよう、補助者制度について市町村に改めて周知を行う。

##### (イ) 農業従事者の免許取得・技術向上の推進

農業従事者の狩猟免許取得を推進する研修会および捕獲技術の向上のための研修会を開催する。

##### (ウ) 若手狩猟者の育成

新規の狩猟者を対象とした育成研修を実施する。

##### (エ) 指定管理鳥獣捕獲等事業の継続

指定管理鳥獣捕獲等事業を活用して捕獲圧を高めていく。

##### (オ) 狩猟捕獲の推進

猟期に実施される狩猟については、県内全域を対象に、イノシシの狩猟期間を 1 ヶ月延長し、11 月 15 日から 3 月 15 日までにする措置を継続する。

##### (カ) くくりわなの直径の制限（12 cm）の緩和

阿武隈川以東の地域については、ツキノワグマの誤認捕獲の可能性が低いことから、引き続きイノシシの狩猟について、くくりわなの輪の直径の制限を 12 cm から 15 cm に緩和する。

#### ウ 捕獲の効率化

##### (ア) 加害個体及び集落出没個体の捕獲強化

農業被害及び生活環境被害を減らすため、加害個体及び集落出没個体の捕

獲を強化する。

(イ) **捕獲者の技術向上**

捕獲者の技術向上のため、状況に合わせたわなの選び方や効果的な設置の方法などを学ぶ研修会を開催する。

(ウ) **痕跡密度等の情報共有**

モニタリングによって収集した痕跡密度の情報をマップ化し、ホームページ上で公開する。

(エ) **ICT 機器を活用した捕獲の効率化・省力化**

センサーダブル等の ICT 機器を状況に合わせて活用し、加害個体の特定や動向の把握、見回りの軽減等、捕獲の効率化及び省力化を図る。

**(5) 人材育成**

**ア 専門職員の育成・確保**

県では市町村等が専門的知識を有する「市町村専門職員」を配置・育成することを支援する。避難 12 市町村においては、避難地域鳥獣対策支援員（復興支援員）を配置し、市町村の対策を側面支援する。

**イ 集落や地域のリーダー育成**

県は市町村と連携し、地域住民や市町村職員等を対象に集落や地域のリーダーとなる人材を育成する研修会を開催する。